

CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

CONTENTS

- 1 一般担保とは何か
- 2 一般の債権者との優先関係
- 3 他の担保権との優先関係
- 4 一般担保の実行
- 5 発行体の倒産時の取扱い

一般担保付社債の概要

弁護士 多賀 大輔 | 弁護士 石井 淳

いわゆる一般担保付社債は以前から発行されているが、近時、特定目的会社の保有する不動産に対して特定社債権者が一般担保を実行した事例が現れたことや、電力債に一般担保が付いていることなどから、一般担保付社債が話題に上る機会が増えている。その一方で、法令上、一般担保に関する規定はごくわずかであり、一般担保が司法手続で論点になった例も乏しいことから、一般担保に関する法律関係は解釈に委ねられている部分が少なくない。そこで、今回のニュースレターでは、一般担保付社債に関する法律関係のうち、一般担保に係る主要な事項についてその概略を述べる。

1 一般担保とは何か

一般担保とは、設立に関する特別法を有する一定の発行体の社債¹について、当該発行体の総財産の上に一般の債権者に対する優先権を認める制度である。一般担保付社債の例としては、特定目的会社が発行する特定社債、電力会社が発行する社債、NTTが発行する社債、国際協力銀行が発行する社債、JTが発行する社債、東京メロが発行する社債や成田国際空港株式会社が発行する社債等がある。

一般担保は、約定により設定される抵当権や質権等の担保と異なり、設立に関する特別法に規定がある場合に法律の効果として成立する。したがって、特別法を有する一定の発行体が社債を発行すれば、当然に当該社債権者のために当該発行体の総財産の上に一般担保が成立するこ

¹ 社債以外の債務について一般担保が成立する場合もある(例えば、沖縄振興特別措置法第64条第1項、第2項)。

となる。下記は電気事業法第 37 条の一般担保の条文であるが、他の法律の一般担保に関する条文も概ね同様の規定ぶりとなっている²。

- 1 一般電気事業者たる会社の社債権者…は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 2 前項の先取特権の順位は、民法…の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

一般担保は、一般先取特権(法律に定められた一定の債権を有する者が債務者の総財産につき他の債権者に優先して弁済を受けることができる担保物権。民法第 303 条、第 306 条等)の一般先取特権と解されており、その法律関係は、民法上の一般先取特権に準じて解されている。もともと、一般担保に関する規定がわずかであることに加え、一般先取特権に係る規定も限られていることから、その法律関係には解釈に委ねられている部分が多い。

一般担保は当該発行体の総財産に及ぶが、当該発行体が一般担保付社債を発行後、その動産を売却した場合又は一般担保の登記がされていない不動産を売却し、第三者が対抗要件を備えた場合には、当該財産には一般担保は及ばず、代わりに当該財産の対価として取得した財産が一般担保の対象となる。発行体の不動産に対して一般担保の登記がなされ、対抗要件を具備する場合には、その後、当該不動産が第三者に転売されたとしても第三者に対して一般担保を対抗できる。もともと、発行体の不動産に対して一般担保の登記がなされることは稀であると推測されるため³、以下では一般担保が対抗要件を具備していない場合を前提とする。

2 一般の債権者との優先関係

前述のとおり、一般担保については、「会社の社債権者…は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。」と一般的に規定されているので、一般担保付社債権者は、担保権を有しない一般の債権者に対して優先する。例えば、発行体の不動産の強制競売においては、一般の債権者に優先して配当を受け、発行体が破産した場合には、優先的破産債権として他の破産債権を有する一般の債権者に優先して配当を受けることができる。

3 他の担保権との優先関係

(1) 他の一般先取特権との優先関係

前述のとおり、一般担保については、「民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする」と規定されているのが一般的である。「民法の規定による一般の先取特権」とは、共益の費用、従業員の給料債権その他所定の債権に関して債務者の総財産の上に生じるものであるが、前述の「民法…の規定による一般の先取特権に次ぐものとする」の文言により、一般担保はかかる民法上の一般先取特権より後順位となる。また、租税債権や各種社会保険料の請求権等にも一般先取特権が付されていると解されているが、一般担保はかかる一般先取特権よりも原則として後順位になると解されている。

主要な一般先取特権の優劣をまとめると、原則として以下のとおりである。

第 1 順位	租税債権
第 2 順位	各種社会保険料
第 3 順位	民法上の一般先取特権
第 4 順位	一般担保付社債

² 資産流動化法第 128 条第 1 項但書は、特定社債に関して一般担保を排除する場合を認めている。

³ ただし、特定目的会社の保有する不動産に一般担保の登記がなされている例がある。

(2) 個別の担保権との優先関係

この点も、民法上の一般先取特権と個別の担保権との優先関係に準じて解することになる。

登記されている抵当権は、抵当不動産について未登記の一般先取特権に優先するので、未登記の一般担保にも優先すると解される。

また、動産に設定された質権は、民法第 330 条第 1 項第 1 号の特別の先取特権と同じ優先順位であり、当該特別の先取特権は民法上の一般先取特権に優先するので、動産に設定された質権は一般担保にも優先すると解される。

4 一般担保の実行

一般担保付社債について利息の支払が遅延するなどの事由が生じた場合には、当該社債の債権者は発行体の財産に成立した一般担保を実行できると解するのが一般的である。この点、一般担保権者が一般担保を実行することはできないとする古い学説もあるが、近時の実務においては民法上の一般先取特権に準じて一般担保も実行できると解されている。民事執行法は、民法上の一般先取特権による担保実行について「その存在を証する文書」の提出を要求しているので、一般担保についても、「その存在を証する文書」の提出が必要と解される。その一方で、民法上の一般先取特権による担保実行においては確定判決等の債務名義は要求されていない。無担保社債権者は発行体に対して確定判決等の債務名義を取得しない限り強制執行を行うことができないことに比べると、一般担保権者は、簡便に担保実行をすることができるといえる。一般担保に関する「その存在を証明する文書」が何を指すかについては、実務の先例が乏しいので今後の進展を待つ必要があるが、当該社債の要項、引受契約、社債権者が社債の金額を払込んだことを証明する資料等が一般担保の存在を証明する文書に該当すると解される。

実務上、特定社債権者が一般担保に基づき特定目的会社の保有する不動産に対して担保実行の申立てをした例があると報告されており、筆者らが東京地方裁判所に問い合わせた際にも、かかる一般担保に基づいて不動産に対する担保実行が認められた例があるとの電話回答を得ている。一方、特定目的会社の動産や債権に対して一般担保の実行を申立てた事例については、同裁判所の担当者が把握する限りそのような例は存在しない旨の電話回答を得ているが、理論的には動産や債権に対して実行することも可能であると解される。

また、資産流動化法以外の法律に基づく一般担保については、筆者らが把握する限り、不動産に対する実行を含め担保実行された例は存在しない。しかし、資産流動化法に基づく一般担保と同様、他の法律に基づく一般担保であっても、発行体の不動産、動産、債権に対して担保権を実行することができる解するのが理論的には自然であろう。

一般担保権者が自ら担保を実行する場合ではなく、他の担保権者が申し立てた担保実行において配当を受けるためには、一般担保権者は配当要求を行う必要がある。

5 発行体の倒産時の取扱い

発行体が倒産した場合においても、一般担保権者は一般の債権者に優先する。すなわち、発行体に対して破産手続が開始された場合においては、一般担保付社債は優先的破産債権に該当すると解されるため、一般担保付社債は破産手続内で他の破産債権を有する一般の債権者に優先して配当を受けることができる。しかし、抵当権等が別除権として破産手続外で行使されるのとは異なり、あくまでも破産手続内で配当を受けるにとどまる。発行体に対して会社更生手続が開始された場合には、一般担保付社債は、優先的更生債権として、会社更生手続内で他の更生債権と比較して優先的な取扱いを受けると解される。しかし、会社更生手続において更生担保権とされる抵当権等の被担保債権には劣後することになる。発行体に対して民事再生手続が開始さ

れた場合には、一般担保付社債は一般優先債権に該当し、再生手続外で随時全額の弁済を請求することができるかと解される。しかし、再生手続外で一般担保を実行した場合には、前述のとおり抵当権等の優先する担保権に劣後する。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の執筆弁護士までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

多賀 大輔（パートナー）

Direct: 03-6888-1181 / Email: daisuke.taga@amt-law.com

石井 淳（アソシエイト）

Direct: 03-6888-5678 / Email: jun.ishii@amt-law.com



Capital Markets Legal Update

担当パートナー： 多賀大輔、吉井一浩

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、cm-newsletter@amt-law.comまでご連絡下さいますようお願い申し上げます。



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036

東京都港区六本木一丁目6番1号

泉ガーデンタワー38階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>